

# プラスチック製容器包装と一緒に プラスチック製品の リサイクルを開始します

リサイクルを促進するため、現在リサイクルを行っているプラスチック製容器包装だけでなく、バケツやハンガーなどのプラスチック製品についても令和7年4月1日からリサイクルを開始します。

## 回収するプラスチック 【製品プラスチック】

### 【回収対象】

- ・プラスチックのみでできているもの
- ・一辺が50cm未満のもの
- ・土・カビ汚れが無いもの



バケツ・洗面器

プラ製ケース

プラ製食器類

定規

密閉容器

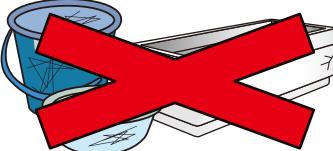
プラ製ハンガー

### 回収できないものの例

#### 電池で動くもの



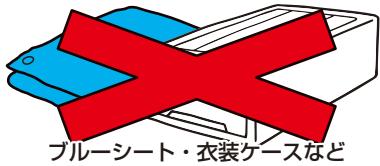
#### カビ・土などの汚れがあるもの



#### 金属などが混ざっているもの

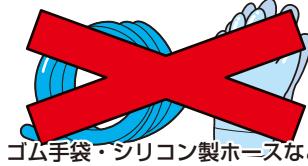


#### 50cmを超えるもの (広げて50cm以上を含む)



ブルーシート・衣装ケースなど

#### 素材がプラスチックではないもの (シリコン製品・ゴム製品など)



ゴム手袋・シリコン製ホースなど

#### 5mm以上の厚みがあるもの

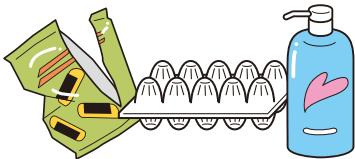


まな板など

### 回収方法 (資源プラスチック)

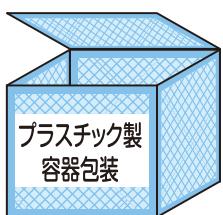
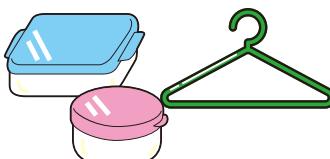
「プラスチック製容器包装」のかごに製品プラスチックを  
**一緒に**入れてください。

#### 容器包装プラスチック



同じかごに  
まぜていれる

#### 製品プラスチック **NEW**



※かごの表示は、新規に  
購入するものから、  
「資源プラスチック」に  
変更していきます。

一部イラスト出典：経産省ホームページ(3R政策)

お問い合わせ

袋井市役所 環境水道部 廃棄物対策課 ごみ減量推進係  
TEL: 84-6057  
E-mail: genryou@city.fukuroi.shizuoka.jp